

宮津市通学路安全推進協議会 会議録（概要）

日時：令和3年9月16日（木）午前9時00分

場所：宮津市福祉・教育総合プラザ 応接会議室
（宮津阪急ビル4階）

1 開会あいさつ

【大井教育次長】

委員紹介

○京都府丹後土木事務所	道路計画課	課長	森田 龍矢 様
○京都府宮津警察署	交通課	課長	片岡 伸夫 様
○京都府丹後教育局	企画教育課	課長	田中 眞範 様
○宮津市校園長会		会長	小巻 正敏 様
○宮津市建設部	土木管理課	課長	小牧 美忠
○宮津市市民環境部	市民環境課	課長	廣瀬 政夫
○宮津市健康福祉部	社会福祉課	課長	河合 隆太
○宮津市教育委員会事務局	学校教育課	課長	永濱 智恵美

2 会長及び副会長の選出

会長：宮津市校園長会 会長 小巻 正敏 様

副会長：宮津市市民環境部 市民環境課 課長 廣瀬 政夫

3 宮津市通学路交通安全プログラムの改定について

●事務局説明

令和元年度の天津市での園外散歩中の園児・保育士が死傷する重大事故を受け、プログラムに未就学児についても組み込むもの。

- ・点検、対策箇所にも未就学児の日常的移動経路を追加
- ・協議会構成員に市の就学前施設所管部署を追加

4 通学路等危険箇所の合同点検について

●資料1について事務局説明

令和3年6月の八街市での、下校中の児童が死傷する重大事故を受け発出されたもの。危険箇所の把握・抽出について、これまでの観点と比較して、より幅広く抽出されるようになっている。

●資料2、資料2-1について事務局説明

宮津市内小中学校、就学前施設に照会を行ったところ、危険箇所として47箇所抽出された。うち21箇所を合同点検実施箇所の事務局案として選定。

全ての危険箇所について概要説明。

合同点検の実施箇所について、要不要等のご意見をいただきたい。

【意見交換等】

[市 建 設 部] 通学路等交通安全プログラムに則り、危険箇所の合同点検実施後に対策の有無や方法について会議の場をもつものと考えている。今回の会議は合同点検実施場所の決定という認識で良いか。

→幅広に抽出されたこともあり、危険箇所が非常に多いため、本会議で合同点検の実施箇所についてご意見をいただき、決定したい。

[事 務 局] 合同点検は市内全域を半日で回することを想定している。

[丹後土木事務所] 過去に対策を行ったが危険箇所として上がっている箇所について、別の対策の必要性等の着目をすべきである。

[市 建 設 部] 宮津小学校5は過去に対策を行った箇所である。(交差点カラー舗装) 改めて合同点検を行った方が良い。

→宮津小学校5を合同点検実施箇所に追加

[市 建 設 部] 栗田中学校3について、道路幅員も狭く看板を立てるとすれば民地であり、双方方向通行道路であることから路面標示も行いにくい。地域の人や車や子どもたちが通る道であることから、地域内での啓発を行っていただきたい。

→栗田中学校3を合同点検実施箇所から削除

[宮津警察署] 日置小学校1について、横断歩道の設置には、横断前に止まって待つ溜まりが必要であり、更にはその溜まりに対する安全策や照明設置が望ましいため、道路管理者との協働が必要。

[宮津警察署] 栗田小学校2、栗田小学校3について、横断歩道の引き直しについては既に要望を受けていることもあり、宮津警察署から上申済み。計画の遅れはあるが順に行っていく。

[宮津警察署] 栗田小学校1について、府全域の撤去検討はあるものの、宮津警察署としても必要な信号機である旨は聞いている。撤去計画も上がっておらず、すぐに撤去することはない。

→栗田小学校1を合同点検実施箇所から削除

[丹後土木事務所] 府中小学校2について、事故の可能性がゼロなわけではない箇所。物理的にガードレールを設置することは可能であるが、歩道があり、植樹があり、店舗や駐車場の入口となっている。

→地元調整が難しいこと、危険性が高い箇所を優先することから、府中小学校1及び府中小学校2を合同点検実施箇所から削除

[市 建 設 部] 吉津小学校3について、自治会からの要望も受けており、把握済み。対策は検討中。

→吉津小学校3を合同点検実施箇所から削除

[市 建 設 部] 府中小学校3について、以前から要望があり対策を行った。(グリーンベルトは景観的問題があったため、薄い黄色でカラー舗装) 道路管理者としてこれ以上できないことがないため、合同点検で他の意見を聞きたい。

[宮津警察署] 栗田小学校8について、路面標示の塗りなおしのみであれば合同点検は不要であると思われる。

→栗田小学校8を合同点検実施箇所から削除

●合同点検について

本会議において、合同点検実施箇所として16箇所を選定。

令和3年9月22日(木)の午前9時から実施。

- ・丹後土木事務所、丹後教育局は代理出席の見込み

- ・市健康福祉部は欠席の見込み

当日は学校教職員も立ち合いを行う。

●次回会議について

合同点検後、各担当において対策の検討をしていただき、取りまとめて協議会で共有を行う。通学路における合同点検等報告要領（京都府版）の第二次報告（合同点検を受けた対策必要箇所における対策状況に関する報告）の報告期限である令和3年10月25日（月）までに実施する。